

日行連発第438号  
令和6年7月2日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 常住 豊  
許認可業務部  
部長 村山 豪彦

道路運送車両法施行規則及び自動車損害賠償保障法施行規則  
の一部を改正する省令について（周知）

今般、国土交通省において、道路運送車両法施行規則を改正し、車検証の有効期間満了日の2か月前から車検を受けられることとし、自動車損害賠償責任保険の有効期間をこれに整合させるため、自動車損害賠償保障法施行規則を改正したとの報道発表がありましたので、お知らせいたします。（なお、いずれも令和7年4月1日施行となります。）

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましても会員への周知にご協力くださいますようお願い申し上げます。

【国土交通省ホームページ】

来年4月より、車検を受けられる期間が延びます  
～年度末を避けて余裕をもって受検をお願いします～

[https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02\\_hh\\_000645.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000645.html)

以上